

【令和 7 年 9 月 16 日付け処分】

(1)	
役職段階	主査職
性別	男性
年代	50 代
事案の概要	同僚職員の胸ぐらをつかみ、乱暴な言動を繰り返したことにより、良好な職場環境の維持に支障をきたし、職場内秩序を乱す行為に該当するもの。
処分量定	停職（1 か月）

上記事案（1）に関連して行う訓戒措置 なし